

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C支店において事務職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、普通乗用自動車を運転して出勤する途中、交差点を直進中に右折してきた対向車と衝突し、負傷した。

請求人は、翌〇日、D病院に受診し、「外傷性頸腕症候群」と診断され、その後、同年〇月〇日、E整形外科に転医し、「左肩挫傷、頸部挫傷」（以下「旧傷病」という。）と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）とされた。

請求人は、治癒とされた後も、E整形外科等に受診、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、「左肩関節拘縮、頸部挫傷」（以下「現傷病」という。）の傷病名で療養を継続した。

請求人は、現傷病は旧傷病の再発であるとして、監督署長に対して療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、現傷病と旧傷病との間に相当因果関係が認められず、再発には該当しないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の現傷病は旧傷病の再発であると主張しているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の初診以降左肩の疼痛は持続している、治癒時から再発時までの間の症状及び療養内容は疼痛持続、リハビリ続行」、「自賠の症状固定以後左肩の拘縮が悪化しているが、(事故との)関連性に関しては不明」と述べ、平成〇年〇月〇日付け照会・回答書において、「症状固定の時期が〇か月半後であることから、その後の可動域の低下原因は事故が影響している(事故後の疼痛により動かさなかった)可能性は少ないと考える」旨の意見を述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け照会・回答書において、左肩の疼痛原因を「拘縮による疼痛」と意見を述べている。

(2) 上記両医師の見解を踏まえると、請求人の治癒後の症状は、左肩の疼痛及び可動域制限であり、いずれも旧傷病の治癒時に残存していたものと認められるところ、上記意見書等を含む一件記録を精査するも、請求人の治癒後に施行されている治療は対症療法であり、医学的には根治的な治療効果が期待できないものと判断するのが相当である。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の現傷病は旧傷病が再発したものと認めることはできないと判断する。

(3) なお、請求人は、トリガーポイント注射及びリハビリテーションは、症状の

根治に必要なものである旨主張するが、医学的にみて、これらの治療は、対症療法であって、傷病の根治をもたらすものではないことを付言する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。